

半期報告書

(第21期中)

自 令和7年4月1日

至 令和7年9月30日

東日本高速道路株式会社

半期報告書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第21期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	6
2 【事業等のリスク】	6
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
4 【重要な契約等】	15
5 【研究開発活動】	15
第3 【設備の状況】	16
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	16
2 【道路資産】	17
第4 【提出会社の状況】	20
1 【株式等の状況】	20
2 【役員の状況】	21
第5 【経理の状況】	22
1 【中間連結財務諸表等】	23
2 【中間財務諸表等】	53
第6 【提出会社の参考情報】	64
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	65
第1 【保証会社情報】	65
第2 【保証会社以外の会社の情報】	65
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	65
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	70
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	71
第3 【指標等の情報】	74

中間監査報告書

【表紙】

【提出書類】

半期報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

令和7年12月24日

【中間会計期間】

第21期中(自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)

【会社名】

東日本高速道路株式会社

【英訳名】

East Nippon Expressway Company Limited

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 由木文彦

【本店の所在の場所】

東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

【電話番号】

03-3506-0111(代表)

【事務連絡者氏名】

執行役員総務・経理本部経理財務部長 佐藤雄彦

【最寄りの連絡場所】

東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

【電話番号】

03-3506-0111(代表)

【事務連絡者氏名】

執行役員総務・経理本部経理財務部長 佐藤雄彦

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第19期中	第20期中	第21期中	第19期	第20期
会計期間	自 令和5年 4月1日 至 令和5年 9月30日	自 令和6年 4月1日 至 令和6年 9月30日	自 令和7年 4月1日 至 令和7年 9月30日	自 令和5年 4月1日 至 令和6年 3月31日	自 令和6年 4月1日 至 令和7年 3月31日
営業収益 (百万円)	503,002	526,738	571,342	1,111,528	1,171,883
経常利益 (百万円)	33,002	35,575	31,356	9,058	6,877
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (百万円)	27,242	27,956	23,966	8,742	5,829
中間包括利益 (百万円)	28,288	28,008	24,040	16,614	19,506
純資産額 (百万円)	268,423	284,758	300,296	256,749	276,256
総資産額 (百万円)	2,058,759	2,216,165	2,591,034	1,962,169	2,157,733
1株当たり純資産額 (円)	2,556.41	2,711.98	2,859.97	2,445.23	2,631.00
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	259.45	266.25	228.25	83.26	55.51
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	13.0	12.8	11.5	13.0	12.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△257,690	△246,435	△167,063	△204,584	△276,530
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△20,507	△24,881	△20,413	△46,499	△47,923
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	390,512	357,759	478,148	207,442	247,367
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	334,379	264,860	392,009	178,429	101,336
従業員数 [外、平均臨時雇用人員] (人)	15,826 [1,582]	15,865 [1,662]	16,028 [1,795]	15,737 [1,937]	15,878 [1,780]

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は〔 〕内に各期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第19期中	第20期中	第21期中	第19期	第20期
会計期間	自 令和5年 4月1日 至 令和5年 9月30日	自 令和6年 4月1日 至 令和6年 9月30日	自 令和7年 4月1日 至 令和7年 9月30日	自 令和5年 4月1日 至 令和6年 3月31日	自 令和6年 4月1日 至 令和7年 3月31日
営業収益 (百万円)	489,918	513,087	557,594	1,086,549	1,145,773
経常利益 (百万円)	35,136	39,236	34,010	1,113	1,769
中間(当期)純利益 (百万円)	28,358	31,295	26,831	2,407	3,067
資本金 (百万円)	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500
発行済株式総数 (千株)	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000
純資産額 (百万円)	223,808	229,095	227,685	197,817	200,855
総資産額 (百万円)	1,999,956	2,151,936	2,526,460	1,906,970	2,098,728
1株当たり純資産額 (円)	2,131.51	2,181.86	2,168.43	1,883.97	1,912.91
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	270.08	298.05	255.53	22.93	29.21
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	11.1	10.6	9.0	10.3	9.5
従業員数 (人)	2,594	2,629	2,671	2,573	2,600

- (注) 1. 潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(令和7年9月30日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	14,607 [905]
受託事業	
道路休憩所事業	997 [890]
その他	
全社(共通)	424
計	16,028 [1,795]

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、道路休憩所事業及びその他については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
3. 全社(共通)には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

(令和7年9月30日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	2,196
受託事業	
道路休憩所事業	51
その他	
全社(共通)	424
計	2,671

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)です。なお、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、道路休憩所事業及びその他については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
3. 全社(共通)には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社の従業員により、東日本高速道路労働組合が組織され、政府関係法人労働組合連合に加盟しています。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等並びに当社グループの事業上及び財務上の優先的に対処すべき課題について、重要な変更はありません。また、新たに定めた経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等若しくは新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題もありません。

2 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した「事業等のリスク」はありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1 経営成績等の状況の概要

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間における日本の経済は、4月から6月期までの実質GDP成長率(2次速報値)が前期比+0.5%(年率換算+2.2%)と前年度から引き続きプラス成長となっており、賃上げをはじめとする雇用・所得環境の改善継続等の後押しもあり、緩やかな回復が続くことが期待されます。

当社グループにおいても、高速道路事業においては料金収入及び交通量が、道路休憩所事業においてはサービスエリア(以下「SA」といいます。)・パーキングエリア(以下「PA」といいます。)の売上高が、それぞれ前年度を上回り推移しています。

当社は、グループ一体経営を推進しつつ、経営方針である「お客さま第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わりなき効率化の追求」、「チャレンジ精神の重視」及び「CSR経営の推進」を常に念頭に置き、お客さまに安全・安心・快適・便利な高速道路空間を提供することを使命としております。令和3年度に策定し、令和5年度末に見直した「NEXCO東日本グループ中期経営計画(令和3年度～令和7年度)」において、令和7年度までの5年間を「SDGsの達成に貢献し、新たな未来社会に向けて変革していく期間」と位置づけ、6つの基本方針(「安全・安心で自動運転等のイノベーションにも対応した快適な高速道路の実現」「老朽化や災害に対する高速道路インフラの信頼性の飛躍的向上」「高速道路の整備・強化と4車線化の推進によるネットワーク機能の充実」「多様なお客さまのニーズを踏まえた使いやすさの追求」「持続可能な社会の実現に貢献できるグループ全体の経営力の強化」「社会の変化に対応できる人材力の強化と誰もが生き生きと働ける基盤の確立」)の下、着実に事業を実施してまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、料金収入及び道路資産完成高の増加により、営業収益が571,342百万円(前年同期比8.4%増)、営業利益が28,944百万円(同14.5%減)、経常利益が31,356百万円(同11.8%減)となり、これに特別損益及び法人税等を加減した結果、親会社株主に帰属する中間純利益は23,966百万円(同14.2%減)となりました。

I 高速道路事業

高速道路事業においては、安全で快適な走行環境を確保するため、道路機能の向上、清掃や点検、道路の補修等の管理を適正かつ効率的に行ってています。また、高速道路ネットワークの早期整備に向け、高速道路の新設及び改築に取り組んでおります。

(災害等への対応)

近年頻発している自然災害に的確に対応し、「命の道」として災害救助や被災地域の復旧・復興支援のために交通路を確保することは、当社グループの大きな使命です。

令和2年12月に関越自動車道で発生した集中的な降雪による大規模な車両滞留事象を踏まえ、「人命を最優先に、幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に回避すること」を基本的な考え方として、地域ごとのタイムライン(段階的な行動計画)作成、応援を含めた体制の構築、関係機関と連携した躊躇のない通行止め実施、通行止め予測の公表を含めた出控え等の行動変容を促す呼びかけの繰り返しといった取組みを継続してまいりました。前連結会計年

度は、北海道の道東地方、青森県、新潟県、福島県の会津地方等で記録的な大雪となる等、降雪量が多かったことから、管内の幅広い地域で9回の予防的通行止めを実施し、大規模な車両滞留を回避しました。今後もこれらの取組みを着実に実施していくとともに、新たな広報媒体の活用や、大雪が予想される地域と時期について3日前から事前広報を行う等、よりお客様の行動変容につながる呼びかけ方法の検討等によって、更なる対策強化を講じてまいります。

令和7年4月6日から7日に中日本高速道路㈱で発生した広域的なETCシステム障害については、当社、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱で再発防止策を策定するとともに、危機対応マニュアルを策定しました。今後、ETCシステム障害が発生した場合には、迅速な状況把握、原因の特定や影響範囲を確認するとともに、お客様への影響を最小限に留めるようマニュアルに沿って体制を構築し、対応してまいります。

(道路構造物の老朽化・劣化への対応)

高速道路の老朽化対策は、安全・安心を次の世代へ引き継ぐためのものです。法令に基づき、道路構造物を5年に1回、近接目視等により点検し、その結果を元に、補修・補強等の必要な措置を適切に行っております。

平成27年度から、大規模更新・修繕事業(高速道路リニューアルプロジェクト)も実施しています。当中間連結会計期間においては、34橋の床版取替工事等に着手しました。これに加えて、令和6年1月に策定した「高速道路の更新計画」に基づくものについても、渋滞等の社会的影響の最小化を図りながら工事を進めてまいります。

このほか、道路構造物の劣化に多大な影響を与えるだけでなく、重大な交通事故を惹起するおそれのある車両制限令違反車両の排除にも取り組んでいます。車両重量自動計測装置の整備推進等、取締りを強化する方策を講じるとともに、当該違反車両に対する大口・多頻度割引停止措置を講じています。

(耐震補強対策)

令和6年1月に策定した「高速道路の耐震補強実施計画」に基づき、大規模地震発生確率が26%以上の地域における緊急輸送道路機能を確保するため、令和12年度末までの完了を目指し、橋脚の補強工事を進めています。なお、前連結会計年度末時点で、耐震補強が必要な全橋梁の約8割で補強工事を完了しています。

(スマートメンテナンスハイウェイ)

高速道路の長期的な「安全・安心」の確保に向けた重点プロジェクトである「スマートメンテナンスハイウェイ(以下「SMH」といいます。)プロジェクト」では、ICTやロボティクス、AI等最新技術を活用し、当社グループ全体のインフラ管理力の効率化・高度化を図っています。当中間連結会計期間では、点検支援アプリの本格導入をはじめ、長距離・長時間飛行が可能なドローンによる試験飛行、危機管理GIS及び全周囲道路映像システム等のSMH開発ツールについて、ユーザー要望に対する機能改良や各システム間の連携を実施しました。今後も各種SMH開発ツールを定着及び深化させるとともに、最新技術による点検業務等の高度化と適用領域拡大を進めてまいります。

(交通混雑対策)

交通需要の偏在等による混雑の緩和を図るため、令和5年7月22日から東京湾アクアライン上り線(木更津→川崎方面)で、特定の時間帯の料金を変動させる社会実験を行っています。

実験開始後の交通データを分析した結果、混雑緩和に一定の効果が確認されています。一方で、依然として一部の時間帯に交通が集中しているほか、実験開始直後と比較して交通分散効果の鈍化が見られます。このため、令和7年4月1日から、料金設定の見直しを行うとともに、下り線(川崎→木更津方面)でも実験を開始しました。

東京湾アクアライン以外においても、交通容量の拡大や分散利用の促進による混雑緩和、交通の定時性・安全性の向上を目指します。付加車線設置等のハード対策に加え、ペースメーカーライト等によるソフト対策を行うとともに、主要渋滞箇所における渋滞原因を把握し、更なる渋滞軽減に努めてまいります。

(交通事故対策)

高速道路での逆走による重大事故ゼロを目指し、統一的な逆走防止のハード対策を進めたほか、令和7年6月の有識者委員会を踏まえて、視覚的対策だけでなく物理的対策を中心とした更なる重点対策の実施、また安全啓発活動等のソフト対策を継続的に実施しています。加えて、企業等を対象に公募し、令和7年6月に選定された逆走検知や警告に係る19件の技術について、令和8年度末からの実用化を目指し、順次検証を進めることで、更なる安全

対策を図る計画です。

対面通行区間における突破・正面衝突事故の防止対策では、土工部、中小橋部のワイヤロープ設置が令和5年度までに完了しています。トンネル、長大橋は、構造上ワイヤロープが設置できないため、センターパイプ、センターブロックの試行設置を着実に実施し、対策としての有効性、適用性の検証を進めております。

(高速道路の料金サービス)

高速道路の利便性向上に資するETC時間帯割引及びETCマイレージサービス、地域の観光振興を目的としたETC周遊割引「ドラ割」の通年販売を継続しています。

観光需要の平日への分散の観点から、平日のみの「ドラ割」の利用に対してETCマイレージポイントを追加付与(販売価格の15%分)するキャンペーンを実施しています。一方、渋滞の激化を避ける観点から、ゴールデンウィーク、お盆、シルバーウィーク及び年末年始に休日割引を適用しないこととしており、令和7年度以降は、新たに3連休についても休日割引を適用しないこととしています。

このほかには、福島第一原子力発電所事故による警戒区域等からの避難者を対象とした無料措置(注1)及び同事故による母子避難者等を対象とした無料措置(注2)を継続しております。

(料金管理業務の高度化・効率化)

料金管理業務の高度化・効率化を図るため、ETC専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化、料金精算機の導入及び料金所の遠隔収受化に継続して取り組んでいます。令和7年7月に関越自動車道で1料金所、東関東自動車道で1料金所、同年9月には東京外環自動車道で4料金所をETC専用料金所として運用開始しました。

(働き方改革・人材確保に向けた対応)

トラックドライバーの休息場所の確保のため、SA・PAにおける各種取組みを推進しています。当中間連結会計期間においては、東北自動車道安積PA(下り線)等の計5箇所で既存の駐車エリアの配置見直しや駐車スペースの拡充により、大型車駐車マスの整備を進めています。また、東北自動車道のSA・PAにおいて短時間限定駐車マスを順次導入したほか、ダブル連結トラック駐車マス整備を進めました。

さらに常磐自動車道浪江インターチェンジ(以下「IC」といいます。)において、IC内側の管理用敷地を臨時駐車場とする実証実験を開始しました。

建設業においても、国内の生産年齢人口の減少により担い手不足が進む中、遠隔立会の導入や、週休2日を踏まえた適正な工期の設定等を内容とする、業務効率化・簡素化のルール「工事円滑化ガイドライン」の浸透に努めています。前連結会計年度において、工事目的物の出来形管理を簡略化・効率化するため、出来形調書の様式を見直し、当中間連結会計期間に導入しました。今後は対象工種の拡大を図ってまいります。

作業員の確保が課題となっている除雪作業に関しても、令和5年度に道央自動車道で開始した準天頂衛星を活用したロータリ除雪車自動化に続き、除雪車に自動走行で追従する標識車の開発を行っています。前連結会計年度においては、高速道路本線で試験走行を行いました。

(次世代高速道路の目指す姿)

当社が目指す高度なモビリティサービスを掲げた「自動運転社会の実現を加速させる次世代高速道路の目指す姿(構想)」の実現に向け、重点プロジェクトの実証実験計画について具体化を進めております。

自動運転技術の実現には、安全で円滑な交通を支援する情報の収集と提供を行う必要があることから、令和8年度下半期から東北自動車道鹿沼IC～宇都宮IC間で実証実験を行う予定です。実験に向けて、令和6年7月からは、可視光・遠赤外線カメラにより高速道路上の事故や落下物等の情報をリアルタイムに収集する多機能ポールの整備等を開始しました。

一方、令和6年7月に開催された「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」等において、令和7年度以降、東北自動車道佐野SA～大谷PA間を対象に自動運転サービス支援道に係る取組みを開始することとされました。引き続き、関係機関と連携し、実証実験に向けた検討を進めてまいります。

走行中給電のプロジェクトでは、実験車両の開発、現地実験設備の整備を行い、停止時におけるワイヤレス給電実験を行います。

(新設・改築事業)

道路建設事業においては、新設では計5道路の85kmの区間で、4車線化等では計11道路235kmの区間で、着実に事業を進めております。当中間連結会計期間においては、令和7年8月29日に首都圏中央連絡自動車道(つくば牛久IC～牛久阿見IC、阿見東IC～稻敷IC)の12kmが4車線になりました。

スマートインターチェンジ(以下「スマートIC」といいます。)事業においては、計23箇所で事業を実施しております。

(東京外かく環状道路の建設)

東京外かく環状道路(関越～東名)では、国のシールドトンネル施工技術検討会がまとめた「シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン」を踏まえた再発防止対策が機能していることを確認しつつ、大泉ジャンクション(以下「JCT」といいます。)本線トンネル(南行)工事、中央JCT Bランプシールドトンネル工事(中央自動車道及び東八道路IC(仮称)から東京外環自動車道南行きへのオンランプ工事)において掘進を行っております。令和7年3月には、東名JCT Hランプシールドトンネル工事(東京外環自動車道南行きから東名高速道路へのオフランプ工事)において掘進を完了しました。また、東名JCT地中拡幅工事(東京外環自動車道南行きと東京外環自動車道南行きから東名高速道路へのオフランプを接続させる工事)に着手しております。引き続き、施工状況や周辺環境をモニタリングしながら細心の注意を払って進めてまいります。地表面陥没・空洞事故については、地盤の補修を行うため、対象範囲の家屋等の仮移転又は事業者による土地・家屋等の買取等のご相談をさせていただいております。令和5年8月からは仮移転等が完了した箇所の地盤補修を実施しております。引き続き、住民の皆さまのご意見を伺いながら、工事中の振動・騒音の軽減に努めるとともに、安全に細心の注意を払い、責任を持って実施してまいります。

当中間連結会計期間の高速道路事業における営業収益は541,859百万円(前年同期比10.3%増)、営業費用は515,306百万円(同12.0%増)となりました。以上の結果、営業利益は26,552百万円(同14.5%減)となりました。

- (注) 1. 福島第一原子力発電所事故により国として避難を指示又は勧奨している区域等から避難されている方を対象とした生活再建に向けた一時帰宅等の移動の支援を目的として実施している無料措置をいいます。この無料措置は特定のICを入口又は出口とする走行(令和5年11月1日以降は、被災時に一部の地域に住所を有していた方について、当該走行のうち事前に申請する区間の走行)に対して適用(対象車種は中型車以下。令和7年9月1日から、中型車のうちトラックタイプの車両を無料措置対象から除外)され、令和8年3月31日までの予定で継続されております。
2. 福島第一原子力発電所事故により警戒区域等を除く福島県浜通り・中通り等の対象地域から避難して二重生活を強いられている母子等及び対象地域内に残る父親等を対象とした生活支援を目的として実施している無料措置をいいます。この無料措置は母子等避難先の最寄りICと父親等居住地の最寄りIC間の走行に対して適用(対象車種は中型車以下)され、令和8年3月31日までの予定で継続されております。

II 受託事業

受託事業においては、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)(以下「高速道路会社法」といいます。)第5条第4項の規定に従い、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等で、経済性、効率性等から当社が行う事業と一体として実施することが適当と認められる工事等を推進しております。

当中間連結会計期間の受託事業における営業収益は9,816百万円(前年同期比40.1%減)、営業費用は9,878百万円(同39.9%減)となりました。以上の結果、営業損失は61百万円(前年同期は営業損失39百万円)となりました。

III 道路休憩所事業

道路休憩所事業は、当社が管理する329箇所(うち、当社の商業施設があるのは190箇所)のSA・PAを、より魅力ある空間として楽しんでいただけるようにするため、グループ一体となって業務執行の効率性を追求しながら、お客様にご満足いただけるエリアづくりに努めております。

(商業施設の運営)

令和7年6月30日に、東北自動車道矢巾PA(下り線)にコンビニエンスストア「ファミリーマート」をオープンしま

した。12時間営業から24時間営業への移行や、岩手県企業と連携し、プライベートブランド商品「酒米スナック」を販売する等、お客様のサービス・利便性向上に資する取組みを行っています。

また、高速道路をより楽しんでもらうよう「ENJOY！よりみち」をテーマとした地域や季節ならではのプロモーションを展開しております。具体的には、夏休み限定の企画としてたまごっちハイウェイスタンプラリーの開催や、7月には岩手県や埼玉県の企業と連携したアルコールフリーのプライベートブランド商品「和みのゼロ」を販売する等、SA・PAを通じての地域の活性化や魅力発信にも取り組んでおります。

当中間連結会計期間の道路休憩所事業における営業収益は18,923百万円(前年同期比0.2%増)、営業費用は16,403百万円(同1.2%増)となりました。以上の結果、営業利益は2,520百万円(同6.0%減)となりました。

IV その他

その他、再生可能エネルギー事業(仙台泉太陽光発電所)、カード事業、日比谷駐車場事業、仙台南及び郡山トラックターミナルにおけるトラックターミナル事業、高速道路の高架下における占用施設活用事業、旅行事業等を行っております。

新規事業開発においては、オープンイノベーションを更に促進し、新たな技術やサービス、アイデア等を持つ会社とともに技術・ビジネスモデルを検証しながら、高速道路の新サービスの実現や地域の活性化、社会課題の解決に資する事業の創出を目的とした「ドラぷらイノベーションラボ」において、前連結会計年度までに採択したプログラムの実証実験を行いつつ、当中間連結会計期間においても引き続きアクセラレータープログラムの募集を行っております。

また、これまで関越トンネル等で実施しているインフラツーリズムの拡充として、新たに、令和7年4月及び7月に上信越自動車道の北野牧トンネル上部の岩塊撤去工事のツアーを催行し事業PRに努めています。

海外事業では、インド現地法人(E-NEXCO INDIA PRIVATE LIMITED)が、ひび割れ、わだち掘れ等を的確に把握できる路面性状測定車「E-NEXCO Eye」を導入し、路面調査業務を実施しております。他社と共同で、インドの有料道路運営事業へも参画しています。更に、国内の高速道路事業で蓄積された技術とノウハウを活用し、インドやバングラデシュ等において道路の運営・維持管理に関するコンサルティング事業を行っております。

当中間連結会計期間のその他事業における営業収益は1,402百万円(前年同期比6.5%減)、営業費用は1,462百万円(同7.3%増)となりました。以上の結果、営業損失は60百万円(前年同期は営業利益138百万円)となりました。

当中間連結会計期間末の総資産は、2,591,034百万円(前連結会計年度末比433,300百万円増)、負債は、2,290,737百万円(同409,259百万円増)、純資産は、300,296百万円(同24,040百万円増)となりました。自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ1.3ポイント減少し、11.5%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益31,254百万円に加え、減価償却費19,880百万円等の資金増加要因があった一方、首都圏中央連絡自動車道等の仕掛道路資産の増加等による棚卸資産の増加額125,664百万円、工事等未払の減等による仕入債務の減少額70,787百万円等の資金減少要因があったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは167,063百万円の資金支出(前年同期比79,372百万円減)となりました。

なお、上記棚卸資産の増加額のうち122,771百万円は、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)に帰属することとなる資産の増加によるものです。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

ETC設備・ソフトウェア等の取得による支出19,751万円等があつたことから、投資活動によるキャッシュ・フローは20,413百万円の資金支出(前年同期比4,468百万円減)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

常磐自動車道等の機構への道路資産の帰属等による債務引受により、道路建設関係社債の償還による支出100,000百万円(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項による債務引受額に相当します。)等があった一方、道路建設事業費として道路建設関係社債の発行による収入449,062百万円、長期借入れによる収入130,393百万円等があったことから、財務活動によるキャッシュ・フローは478,148百万円の資金収入(前年同期比120,388百万円増)となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、392,009百万円(前年同期末比127,148百万円増)となりました。

(3)生産、受注及び販売の実績

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の実績については、前記「(1) 財政状態及び経営成績の状況」においてセグメント別の業績に関連付けて記載しております。

2 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、当半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意ください。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等の状況に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定により機構と平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」(以下「協定」といいます。)並びに特措法第3条第1項の規定による同日付けの事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上、道路利用者より料金を收受、かかる料金収入を機構への道路資産賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の收受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動や自然災害等のリスクに備え、積み立てることとしております。

また、高速道路事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いこと等から、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏期の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところですが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けこととされております。

特措法第51条第2項ないし第4項の規定により道路資産が機構に帰属する場合、損益計算書においては当該資産及びそれに見合う債務に相当する額が、営業収益及び営業費用に同額計上されます。そのため、当会計年度中の当該資産及びそれに見合う債務の多寡に応じて、営業収益及び営業費用の額が同額で変動いたします。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは併存的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。なお、高速道路の更新事業に係る財政融資資金借入金債務の引渡しについては、特例として利息据置期限を弁済期日とみなして取り扱います。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表ないし中間財務諸表に計上されないこととなります、当該債務(財政融資資金借入金債務を除く)について、当社は引き続き機構と連帶してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団の民営化に伴い当社、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が承継した日本道路公団の債務の一部について、当社と、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間に、連帶債務関係が生じております(日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)(以下「民営化関係法施行法」といいます。)第16条)。

(2) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結会計期間末における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ、考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等の状況に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなります、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 重要な収益及び費用の計上基準

(高速道路事業)

料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。なお、ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものとして、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務を充足するものとして収益を認識しております。道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)(以下「高速道路事業等会計規則」といいます。)に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

(受託事業)

主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット

法)に基づき、進捗度を測定しております。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引き渡し時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。

(道路休憩所事業)

道路休憩所事業収入は、主に高速道路のSA等における商業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識しております。

③ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率等が含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

(3) 財政状態及び経営成績の分析

①財政状態の分析

当中間連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ433,300百万円増加し、2,591,034百万円となりました。仕掛け道路資産が増加したことが主な要因です。

負債は、前連結会計年度末に比べ409,259百万円増加し、2,290,737百万円となりました。道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金が増加したことが主な要因です。

純資産は、前連結会計年度末に比べ24,040百万円増加し、300,296百万円となりました。

自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ1.3ポイント減少し、11.5%となりました。

②経営成績の分析

(ア)営業収益

当中間連結会計期間における営業収益は、合計で571,342百万円(前年同期比8.4%増)となり、料金収入が439,999百万円(同1.6%増)、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、機構に帰属した道路資産の額が101,286百万円(同76.2%増)となったこと等により、高速道路事業の営業収益は541,859百万円(同10.3%増)となりました。受託事業については、国及び地方公共団体等の委託に基づく工事が減少したこと等により9,816百万円(同40.1%減)、道路休憩所事業については、交通量の増加による店舗売上高の増により18,923百万円(同0.2%増)、その他の事業については、1,402百万円(同6.5%減)となりました。

(イ)営業利益

当中間連結会計期間における営業費用は、合計で542,397百万円(前年同期比10.0%増)となりました。その内訳は、高速道路事業が、機構に帰属した道路資産の額の増加に伴い売上原価が増加したこと等により515,306百万円(同12.0%増)、受託事業が、国及び地方公共団体等の委託に基づく工事が減少したこと等により9,878百万円(同39.9%減)、道路休憩所事業が、休憩所事業を行う子会社の売上原価・販管費の増等により16,403百万円(同1.2%増)、その他の事業が、1,462百万円(同7.3%増)となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における営業利益は合計で28,944百万円(前年同期比14.5%減)となりました。その内訳は、高速道路事業が営業利益26,552百万円(同14.5%減)、受託事業が営業損失61百万円(前年同期は営業損失39百万円)、道路休憩所事業が営業利益2,520百万円(同6.0%減)、その他が営業損失60百万円(前年同期は営業利益138百万円)です。

(ウ)営業外損益

当中間連結会計期間の営業外収益は、持分法による投資利益810百万円、土地物件貸付料331百万円等の計上により2,502百万円(前年同期比39.1%増)、営業外費用は控除対象外消費税32百万円等により90百万円(同5.8%増)となりました。

(エ)経常利益

以上の結果、当中間連結会計期間の経常利益は31,356百万円(前年同期比11.8%減)となりました。

(才)特別損益

特別利益は固定資産売却益20百万円等の計上により30百万円(前年同期比58.4%減)となりました。

特別損失は固定資産除却損96百万円等の計上により132百万円(同59.6%増)となりました。

(カ)親会社株主に帰属する中間純利益

法人税等を控除した親会社株主に帰属する中間純利益は23,966百万円(前年同期比14.2%減)となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性について

① 資本の財源

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況及び分析については、前記「1 経営成績等の状況の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、料金の収受等の営業活動のほか、道路建設関係社債の発行及び金融機関等からの借入れを通じて実施いたします。

② 資金需要の主な内容

機構との協定に基づき、お客さまからいただく高速道路料金収入から、機構が保有する債務の返済に充てる道路資産賃借料の支払い及び高速道路の維持管理を行います。

また、道路建設関係社債の発行及び金融機関等からの借入れにより、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産に係る投資を行います。

(上記のうち投資事業に係る資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。)

③ 資金調達について

前記②のとおり、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産に係る投資については、道路建設関係社債の発行及び金融機関等からの借入れにより賄っています。

資金の調達においては低利かつ安定的な調達を目指し、社債の発行及び金融機関等からの借入金による調達バランスの最適化を図っております。

4 【重要な契約等】

当社及び機構は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付で締結した協定について、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線大玉スマートICの事業追加等に伴い令和7年11月27日付で一部を変更しており、令和7年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額がそれぞれ変更されております。

5 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術開発を中心に行っております。技術開発の重点テーマは、「災害に強く、救援につながる高速道路」、「予防保全メンテナンスの実現」、「交通事故ゼロへの技術的挑戦」、「スマート工事管理」、「スマート道路管理」、「雪氷対策の高度化」、「情報にアクセスしやすい高速道路」、「工事規制をより短く、より少なく」、「203X 未来につながる高速道路イノベーション」及び「カーボンニュートラルの実現」であり、当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、700百万円です。

また、当社、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱の3社は、①3社共通の技術課題への対応、②集約による技術力の確保と向上、③人的資産を含む技術資産の活用を図るため、㈱高速道路総合技術研究所(持分法適用関連会社)に3社の調査・研究開発に関する業務を委託しております。

第3 【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以後は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます(以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。)。借受道路資産は、オペレーティング・リースとして処理し、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設について次のとおり変更しております。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金 調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 玉川料金所他	東京都 世田谷区他	高速道路 事業	料金所設備等 (ETC等)	167,113	49,593	自己資金	令和3年 4月	令和8年 3月
当社 京葉市川PA (上り線) 他5箇所	千葉県 市川市他	道路休憩所 事業	営業用建物	6,312	1,467	自己資金	令和2年 4月	令和9年 3月
(株)ネクスコ東日本 エンジニアリング 高崎トレーニング センター	群馬県 高崎市	高速道路 事業	研修施設	2,014	1,461	自己資金	令和6年 3月	令和8年 3月

2 【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当社グループは、当中間連結会計期間において、高速自動車国道常磐自動車道等、総額224,218百万円の道路資産の新設、改築及び修繕等を行いました。

当中間連結会計期間において機構に帰属し借受道路資産及び機構の建設仮勘定となった仕掛道路資産は、総額101,286百万円であり、その内訳は下記のとおりです。

路線・区間等		帰属時期 (注) 1	道路資産価額 (百万円) (注) 2
高速自動車国道常磐自動車道	いわき小名浜IC(新設)	令和7年8月	1,710
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県久喜市大字下早見から 千葉県成田市吉岡まで(改築)	令和7年8月	22,196
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	修繕	令和7年6月 及び9月	50,081
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	災害復旧	令和7年9月	14
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	特定更新等工事	令和7年6月 及び9月	27,282
合計		—	101,286

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産及び機構の建設仮勘定となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した当社グループの道路資産に係る重要な建設について、次のとおり変更しております。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注) 2	既支払額 (百万円) (注) 3	着手 (注) 4	完了 (注) 5
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	64,606	20 [63,312]	平成5年12月	令和13年3月
高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線	541,038	19,230 [322,106]	昭和63年12月	令和16年3月
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び八戸線	92,879	2,635 [66,650]	平成6年9月	令和13年3月
高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線、酒田線及びいわき新潟線	290,981	6,098 [31,298]	平成5年12月	令和16年3月
高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	20,275	66 [22,061]	平成5年12月	令和13年3月
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	139,197	19,260 [110,968]	平成5年12月	令和13年3月
高速自動車国道関越自動車道新潟線及び上越線	1,173,894	390,344 [169,111]	昭和62年1月	令和13年3月
高速自動車国道常磐自動車道	500,316	25,217 [326,390]	平成5年12月	令和17年3月
高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線及び水戸線	1,148,967	59,980 [882,265]	平成5年12月	令和15年3月
高速自動車国道北関東自動車道	250,487	2,200 [238,631]	平成10年1月	令和11年3月
高速自動車国道北陸自動車道	14,776	431 [9,784]	平成14年4月	令和9年3月
高速自動車国道中央自動車道長野線	2,604	— [2,368]	平成18年9月	令和16年3月
一般国道13号(米沢南陽道路)	3,326	538 [243]	平成27年4月	令和9年3月
一般国道14号及び16号(京葉道路)	27,828	6,656 [15,064]	平成7年3月	令和11年3月
一般国道47号(仙台北部道路)	36,691	2,000 [6,095]	平成21年9月	令和18年3月
一般国道126号(千葉東金道路)	23,558	8,255 [262]	平成12年7月	令和9年3月
一般国道127号(富津館山道路)	1,237	— [167]	平成14年9月	令和13年3月
一般国道466号(第三京浜道路)	11,748	656 [—]	昭和63年1月	令和13年3月
一般国道16号及び468号(横浜横須賀道路)	439,983	220,423 [63,885]	平成3年12月	令和14年3月
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	802,467	317,985 [248,684]	昭和61年12月	令和14年3月

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注) 2	既支払額 (百万円) (注) 3	着手 (注) 4	完了 (注) 5
一般国道4号(東埼玉道路)	18,874	175 [—]	令和10年4月	令和17年3月

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税等を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
3. 当中間連結会計期間末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしております。
4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に道路公団が着手した時期を記載しているものがあります。
5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続を経る必要があり、当該手続を終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、当連結会計年度以降の5連結会計年度において、高速道路の修繕に係る工事については679,716百万円、特定更新工事については1,256,992百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構からの無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、当連結会計年度以降最大で47,309百万円と見込んでおります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	420,000,000
計	420,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (令和7年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (令和7年12月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	105,000,000	105,000,000	非上場	株主としての権利内容に何ら 制限のない株式 単元株式数は、100株です。
計	105,000,000	105,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
令和7年4月1日～ 令和7年9月30日	—	105,000,000	—	52,500	—	52,500

(5) 【大株主の状況】

(令和7年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	105,000,000	100.00
計	—	105,000,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(令和7年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 105,000,000	1,050,000	株主としての権利内容に何ら制限のない株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	105,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,050,000	—

② 【自己株式等】

(令和7年9月30日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)(以下「連結財務諸表規則」といいます。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)(以下「金融商品取引法」といいます。)第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」といいます。)第282条及び第306条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」により作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(令和7年4月1日から令和7年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(令和7年4月1日から令和7年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	71,453	132,168
高速道路事業営業未収入金	111,989	126,543
未収入金	5,435	※3 2,733
有価証券	30,083	259,950
仕掛道路資産	1,350,200	1,472,971
その他の棚卸資産	6,595	10,289
その他	188,937	198,970
貸倒引当金	△12	△9
流动資産合計	1,764,683	2,203,617
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置（純額）	61,251	57,356
土地	83,530	83,530
その他（純額）	138,474	136,472
有形固定資産合計	※1 283,256	※1 277,359
無形固定資産	43,793	44,226
投資その他の資産		
投資その他の資産	64,129	63,459
貸倒引当金	△55	△46
投資その他の資産合計	64,073	63,412
固定資産合計	391,124	384,999
繰延資産	1,926	2,418
資産合計	※2 2,157,733	※2 2,591,034

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	156,236	96,138
1年内返済予定の長期借入金	5,447	10,706
未払金	51,039	※3 29,997
未払法人税等	1,768	7,694
引当金	8,042	8,655
その他	50,601	56,438
流動負債合計	273,136	209,630
固定負債		
道路建設関係社債	※2 1,235,000	※2 1,584,900
道路建設関係長期借入金	261,680	391,367
長期借入金	45,000	40,000
その他の引当金	112	116
退職給付に係る負債	50,700	50,785
負ののれん	843	684
その他	15,004	13,253
固定負債合計	1,608,341	2,081,107
負債合計	1,881,477	2,290,737
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金	58,793	58,793
利益剰余金	153,402	177,369
株主資本合計	264,696	288,663
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	319	331
為替換算調整勘定	△17	△35
退職給付に係る調整累計額	11,257	11,337
その他の包括利益累計額合計	11,559	11,633
純資産合計	276,256	300,296
負債純資産合計	2,157,733	2,591,034

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
営業収益	526,738	571,342
営業費用		
道路資産賃借料	290,762	296,875
高速道路等事業管理費及び売上原価	174,049	216,496
販売費及び一般管理費	※1 28,063	※1 29,024
営業費用合計	492,874	542,397
営業利益	33,863	28,944
営業外収益		
受取利息	183	579
持分法による投資利益	747	810
土地物件貸付料	320	331
負ののれん償却額	159	159
その他	387	622
営業外収益合計	1,798	2,502
営業外費用		
支払利息	4	3
損害賠償金	24	31
控除対象外消費税	33	32
その他	22	22
営業外費用合計	85	90
経常利益	35,575	31,356
特別利益		
固定資産売却益	※2 60	※2 20
投資有価証券売却益	—	8
その他	12	1
特別利益合計	72	30
特別損失		
固定資産売却損	※3 —	※3 33
固定資産除却損	※4 78	※4 96
その他	4	2
特別損失合計	82	132
税金等調整前中間純利益	35,565	31,254
法人税、住民税及び事業税	7,869	6,738
法人税等調整額	△260	549
法人税等合計	7,608	7,287
中間純利益	27,956	23,966
非支配株主に帰属する中間純利益	—	—
親会社株主に帰属する中間純利益	27,956	23,966

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
中間純利益	27,956	23,966
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△19	16
繰延ヘッジ損益	△0	—
為替換算調整勘定	△23	△17
退職給付に係る調整額	162	111
持分法適用会社に対する持分相当額	△68	△36
その他の包括利益合計	51	73
中間包括利益	28,008	24,040
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	28,008	24,040
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	52,500	58,793	147,573	258,867	363	0	△0	△2,481	△2,117	256,749
当中間期変動額										
親会社株主に帰属する中間純利益			27,956	27,956						27,956
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					△72	△0	△23	147	51	51
当中間期変動額合計	—	—	27,956	27,956	△72	△0	△23	147	51	28,008
当中間期末残高	52,500	58,793	175,530	286,823	291	—	△23	△2,334	△2,065	284,758

当中間連結会計期間(自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	52,500	58,793	153,402	264,696	319	—	△17	11,257	11,559	276,256
当中間期変動額										
親会社株主に帰属する中間純利益			23,966	23,966						23,966
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					11		△17	79	73	73
当中間期変動額合計	—	—	23,966	23,966	11	—	△17	79	73	24,040
当中間期末残高	52,500	58,793	177,369	288,663	331	—	△35	11,337	11,633	300,296

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	35,565	31,254
減価償却費	20,715	19,880
持分法による投資損益（△は益）	△747	△810
賞与引当金の増減額（△は減少）	747	612
貸倒引当金の増減額（△は減少）	6	△11
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	607	325
受取利息及び受取配当金	△196	△592
支払利息	2,314	4,693
固定資産売却損益（△は益）	△60	13
固定資産除却損	218	342
売上債権の増減額（△は増加）	20,937	△12,955
棚卸資産の増減額（△は増加）	※2 △170,753	※2 △125,664
仕入債務の増減額（△は減少）	△138,664	△70,787
未払又は未収消費税等の増減額	7,502	△984
仮払消費税等の増減額（△は増加）	△12,787	△6,596
その他	△9,602	△2,497
小計	△244,196	△163,779
利息及び配当金の受取額	365	609
利息の支払額	△1,738	△3,555
法人税等の還付額	702	360
法人税等の支払額	△1,567	△697
営業活動によるキャッシュ・フロー	△246,435	△167,063
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△24,922	△19,751
固定資産の売却による収入	63	20
有価証券の取得による支出	△55,000	－
有価証券の償還による収入	55,000	90
投資有価証券の売却による収入	－	31
定期預金の預入による支出	－	△300
定期預金の払戻による収入	－	300
その他	△23	△803
投資活動によるキャッシュ・フロー	△24,881	△20,413
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,802	939
短期借入金の返済による支出	※2 △1,802	※2 △939
長期借入れによる収入	90,537	130,393
長期借入金の返済による支出	※2 △1,293	※2 △447
道路建設関係社債発行による収入	351,438	449,062
道路建設関係社債償還による支出	※2 △82,000	※2 △100,000
その他	△922	△860
財務活動によるキャッシュ・フロー	357,759	478,148
現金及び現金同等物に係る換算差額	△11	0
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	86,431	290,672
現金及び現金同等物の期首残高	178,429	101,336
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 264,860	※1 392,009

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 24社

連結子会社の名称

㈱ネクスコ・トール東北

㈱ネクスコ・トール関東

㈱ネクスコ・トール北関東

㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道

㈱ネクスコ・エンジニアリング東北

㈱ネクスコ東日本エンジニアリング

㈱ネクスコ・エンジニアリング新潟

㈱ネクスコ・メンテナンス北海道

㈱ネクスコ・メンテナンス東北

㈱ネクスコ・メンテナンス関東

㈱ネクスコ・メンテナンス新潟

㈱ネクスコ・パトロール東北

㈱ネクスコ・パトロール関東

㈱ネクスコ・サポート北海道

㈱ネクスコ・サポート新潟

㈱ネクスコ東日本トラスティ

㈱関東エリアクリーン

㈱ネクスコ東日本エリアトラクト

㈱ネクスコ東日本リティル

㈱ネクスコ東日本エリアサポート

㈱ネクスコ東日本ロジテム

㈱ネクスコ東日本シティード

㈱ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ

E-NEXCO INDIA PRIVATE LIMITED

2 持分法の適用に関する事項

すべての関連会社に持分法を適用しております。

持分法適用の関連会社数 7社

会社等の名称

東京湾横断道路㈱

㈱NEXCOシステムソリューションズ

㈱高速道路総合技術研究所

高速道路トールテクノロジー㈱

㈱NEXCO保険サービス

東北高速道路ターミナル㈱

日本高速道路インターナショナル㈱

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、9月30日であり、中間連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

②棚卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品・原材料・貯蔵品等

最終仕入原価法等による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 7～50年

構築物 10～60年

機械及び装置 5～17年

なお、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりです。

①高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。

料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。なお、ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものとして、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務を充足するものとして収益を認識しております。

道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

②受託事業

受託事業においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っております。主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づき、進捗度を測定しております。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引き渡し時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。

③道路休憩所事業

道路休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っております。道路休憩所事業収入は、主に高速道路のSA等における商業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

また、外貨建有価証券(その他有価証券)は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

在外子会社の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計算しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建金銭債務

③ヘッジ方針

一部の連結子会社は内規に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

振当処理を採用している為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(8) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	282,689百万円	293,401百万円

※2 担保資産及び担保付債務

前連結会計年度(令和7年3月31日)

高速道路会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債1,235,000百万円(額面)及び機構法第15条の規定により機構に引き渡した社債735,000百万円(額面)の担保に供しております。

当中間連結会計期間(令和7年9月30日)

高速道路会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債1,584,900百万円(額面)及び機構法第15条の規定により機構に引き渡した社債665,000百万円(額面)の担保に供しております。

※3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、当社及び連結子会社毎に相殺のうえ、流動資産の「未収入金」または流動負債の「未払金」に含めて表示しております。

4 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおりとなっております。

(1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帶して債務を負っております。

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	120,000百万円	120,000百万円
中日本高速道路㈱	一百万円	一百万円
西日本高速道路㈱	一百万円	一百万円
合計	120,000百万円	120,000百万円

(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帶して債務を負っております。

民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金(財政融資資金借入金を除く)については、機構と連帶して債務を負っております。

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	970,000百万円	850,000百万円

なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間で道路建設関係社債が100,000百万円(額面)減少しております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費の主要項目は、次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
利用促進費	6,109百万円	6,235百万円
退職給付費用	523百万円	521百万円
引当金繰入額	1,452百万円	1,596百万円
給与手当	5,355百万円	5,796百万円

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
車両運搬具	34百万円	18百万円
土地	一百万円	2百万円
その他	26百万円	一百万円
合計	60百万円	20百万円

※3 固定資産売却損の内容は、次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
機械及び装置	一百万円	33百万円
合計	一百万円	33百万円

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
建物	65百万円	17百万円
その他	5百万円	18百万円
撤去費用	6百万円	60百万円
合計	78百万円	96百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
現金及び預金勘定	114,981百万円	132,168百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△110百万円	△110百万円
取得日から3か月以内に満期の到来するコマーシャル・ペーパー、合同運用指定金銭信託、譲渡性預金（有価証券）	149,989百万円	259,950百万円
現金及び現金同等物	264,860百万円	392,009百万円

※2 前中間連結会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フローのうち、短期借入金の返済による支出△1,802百万円、長期借入金の返済による支出△1,293百万円及び道路建設関係社債償還による支出△82,000百万円は、機構法第15条第1項の規定により機構が行った債務引受けの額△85,095百万円です。

以上の債務引受けの主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローのうち、棚卸資産の増減額△170,753百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属した棚卸資産の額57,461百万円が含まれております。

当中間連結会計期間(自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フローのうち、短期借入金の返済による支出△939百万円、長期借入金の返済による支出△447百万円及び道路建設関係社債償還による支出△100,000百万円は、機構法第15条第1項の規定により機構が行った債務引受けの額△101,387百万円です。

以上の債務引受けの主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローのうち、棚卸資産の増減額△125,664百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属した棚卸資産の額101,286百万円が含まれております。

(リース取引関係)

1 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
1年内	578,884百万円	559,447百万円
1年超	19,874,920百万円	19,604,915百万円
合計	20,453,805百万円	20,164,363百万円

(注) 1. 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出しができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出しができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
1年内	868百万円	487百万円
1年超	875百万円	821百万円
合計	1,743百万円	1,308百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の時価等に関する事項

中間連結（連結）貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注）を参照ください。）。また、「現金及び預金」「高速道路事業営業未収入金」「未収入金」「コマーシャル・ペーパー」「合同運用指定金銭信託」「譲渡性預金」「高速道路事業営業未払金」「未払金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

前連結会計年度（令和7年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	90	90	△0
②その他有価証券	221	221	—
資産計	311	311	△0
(1) 道路建設関係社債	1,235,000	1,179,084	△55,915
(2) 道路建設関係長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	262,127	262,127	—
(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	50,000	48,424	△1,575
負債計	1,547,127	1,489,637	△57,490

当中間連結会計期間（令和7年9月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	—	—	—
②その他有価証券	247	247	—
資産計	247	247	—
(1) 道路建設関係社債	1,584,900	1,523,202	△61,697
(2) 道路建設関係長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	392,073	392,056	△17
(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	50,000	48,686	△1,313
負債計	2,026,973	1,963,945	△63,027

（注）市場価格のない株式等は、「（1）有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間連結（連結）貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度（百万円）	当中間連結会計期間（百万円）
非上場株式	39,846	40,527

2 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結（連結）貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(令和7年3月31日)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	119	—	—	119
外国債券	—	101	—	101
資産計	119	101	—	221

当中間連結会計期間(令和7年9月30日)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	145	—	—	145
外国債券	—	101	—	101
資産計	145	101	—	247

(2) 時価で中間連結（連結）貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(令和7年3月31日)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	90	—	—	90
資産計	90	—	—	90
道路建設関係社債	—	1,179,084	—	1,179,084
道路建設関係長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	262,127	—	262,127
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	48,424	—	48,424
負債計	—	1,489,637	—	1,489,637

当中間連結会計期間(令和7年9月30日)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
道路建設関係社債	—	1,523,202	—	1,523,202
道路建設関係長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	392,056	—	392,056
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	48,686	—	48,686
負債計	—	1,963,945	—	1,963,945

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、社債及び外国債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で社債及び外国債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっております。市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

道路建設関係長期借入金、長期借入金

固定金利による長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引計算する方法によっております。また、変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(令和7年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
国債・地方債等	90	90	△0
社債	—	—	—
その他	29,993	29,993	△0
小計	30,083	30,083	△0
合計	30,083	30,083	△0

当中間連結会計期間(令和7年9月30日)

区分	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	5,000	5,008	8
小計	5,000	5,008	8
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	214,950	214,944	△6
小計	214,950	214,944	△6
合計	219,950	219,952	2

(注)譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであり、重要性が乏しいことから上表には含めておりません。

2 その他有価証券

前連結会計年度(令和7年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	119	33	85
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	101	100	1
その他	—	—	—
小計	221	134	86
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	221	134	86

(注) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額627百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表には含めておりません。

当中間連結会計期間(令和7年9月30日)

区分	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	145	34	111
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	101	100	0
その他	—	—	—
小計	247	134	112
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	247	134	112

(注) 非上場株式等（中間連結貸借対照表計上額604百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表には含めておりません。

3 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	16	5	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	16	5	—

当中間連結会計期間(自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	31	8	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	31	8	—

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度(令和7年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(令和7年9月30日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、賃貸収入を得ることを目的として、東京都その他の地域において、賃貸用商業施設(土地を含む)等を有しております。なお、これらの一部については、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としているものです。

前連結会計年度(令和7年3月31日)

賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
	期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	3,784百万円	△11百万円	3,772百万円	3,772百万円
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	90,323百万円	△119百万円	90,203百万円	87,143百万円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

(注) 2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)です。

当中間連結会計期間(令和7年9月30日)

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び当中間連結会計期間における主な変動並びに中間連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は、省略しております。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	高速道路	受託	道路休憩所	計		
料金収入	432,892	—	—	432,892	—	432,892
道路資産完成高	57,461	—	—	57,461	—	57,461
その他	538	16,400	18,231	35,171	1,212	36,383
顧客との契約から 生じる収益	490,893	16,400	18,176	525,470	623	526,093
その他の収益 (*)	—	—	55	55	589	644
外部顧客への営業収益	490,893	16,400	18,231	525,525	1,212	526,738

(*) 「その他の収益」は収益認識会計基準の適用対象外の収益であり、不動産賃貸収入及びリース収入等を含んでおります。

当中間連結会計期間(自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	高速道路	受託	道路休憩所	計		
料金収入	439,999	—	—	439,999	—	439,999
道路資産完成高	101,286	—	—	101,286	—	101,286
その他	560	9,816	18,497	28,874	1,181	30,056
顧客との契約から 生じる収益	541,846	9,816	18,410	570,073	605	570,679
その他の収益 (*)	—	—	87	87	575	662
外部顧客への営業収益	541,846	9,816	18,497	570,160	1,181	571,342

(*) 「その他の収益」は収益認識会計基準の適用対象外の収益であり、不動産賃貸収入及びリース収入等を含んでおります。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	126,390	116,939
契約資産	32,546	39,322
契約負債	37,519	39,065

契約資産は、受託事業における工事契約について、当社が請求を行っていない工事の進捗に係る対価です。

契約負債は、主に受託事業における工事契約について、顧客から受け取った前受金です。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額に重要性はありません。

なお、契約資産及び契約負債の残高に重要な変動はありません。また、前連結会計年度において、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	116,939	128,894
契約資産	39,322	35,901
契約負債	39,065	43,955

契約資産は、受託事業における工事契約について、当社が請求を行っていない工事の進捗に係る対価です。

契約負債は、主に受託事業における工事契約について、顧客から受け取った前受金です。

当中間連結会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額に重要性はありません。

なお、契約資産及び契約負債の残高に重要な変動はありません。また、当中間連結会計期間において、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

前連結会計年度末において、受託事業における工事契約に係る未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は458,659百万円です。当社は、当該残存履行義務について、工事の完成または工事の進捗により履行義務を充足するにつれ、収益を認識することを見込んでおります。

当中間連結会計期間末において、受託事業における工事契約に係る未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は465,397百万円です。当社は、当該残存履行義務について、工事の完成または工事の進捗により履行義務を充足するにつれ、収益を認識することを見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは「高速道路」、「受託」及び「道路休憩所」を報告セグメントとしております。なお、報告セグメントに含まれない事業は「その他」の区分に集約しております。

各報告セグメント及び「その他」の区分の主な事業内容は以下のとおりです。

事業区分	主要内容
高速道路	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他	駐車場事業、トラックターミナル事業等

2 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一です。

セグメント間の内部収益及び振替高は一般の取引条件と同様に決定しております。

3 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

	報告セグメント				その他 (百万円) (注)1	合計 (百万円)	調整額 (百万円) (注)2	中間連結財務諸表計上額 (百万円) (注)3
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)				
営業収益								
外部顧客への営業収益	490,893	16,400	18,231	525,525	1,212	526,738	—	526,738
セグメント間の内部営業収益又は振替高	39	—	650	690	288	978	△978	—
計	490,932	16,400	18,882	526,215	1,500	527,716	△978	526,738
セグメント利益又は損失(△)	31,080	△39	2,682	33,723	138	33,861	1	33,863
セグメント資産	1,696,690	69,073	112,840	1,878,604	9,032	1,887,636	328,528	2,216,165
その他の項目								
減価償却費	15,123	—	1,991	17,114	145	17,260	3,455	20,715
持分法適用会社への投資額	36,183	—	—	36,183	2,218	38,402	—	38,402
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	15,328	—	959	16,288	131	16,420	5,797	22,217

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、駐車場事業及びトラックターミナル事業等を含んでおります。

2. (1)セグメント利益又は損失の調整額1百万円は、セグメント間取引消去です。

(2)セグメント資産の調整額328,528百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産347,957百万円及びセグメント間消去△19,428百万円が含まれております。

(3)減価償却費の調整額3,455百万円は、全社資産の減価償却費です。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額5,797百万円は、全社資産の増加額です。

3. セグメント利益又は損失は中間連結損益計算書の営業利益と、セグメント資産は中間連結貸借対照表の資産合計とそれぞれ調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)

	報告セグメント				その他 (百万円) (注) 1	合計 (百万円)	調整額 (百万円) (注) 2	中間連結財 務諸表計上 額 (百万円) (注) 3
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)				
営業収益								
外部顧客への営業収益	541,846	9,816	18,497	570,160	1,181	571,342	—	571,342
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	13	—	425	439	220	660	△660	—
計	541,859	9,816	18,923	570,599	1,402	572,002	△660	571,342
セグメント利益又は損失 (△)	26,552	△61	2,520	29,011	△60	28,951	△6	28,944
セグメント資産	1,936,249	78,724	113,424	2,128,398	9,127	2,137,526	453,507	2,591,034
その他の項目								
減価償却費	14,438	—	1,797	16,235	139	16,375	3,504	19,880
持分法適用会社への投資額	37,612	—	—	37,612	2,311	39,923	—	39,923
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	10,072	—	1,165	11,237	30	11,268	3,573	14,841

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、駐車場事業及びトラックターミナル事業等を含んでおります。
2. (1)セグメント利益又は損失の調整額△6百万円は、セグメント間取引消去です。
(2)セグメント資産の調整額453,507百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産471,886百万円及びセグメント間消去△18,378百万円が含まれております。
(3)減価償却費の調整額3,504百万円は、全社資産の減価償却費です。
(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,573百万円は、全社資産の増加額です。
3. セグメント利益又は損失は中間連結損益計算書の営業利益と、セグメント資産は中間連結貸借対照表の資産合計とそれぞれ調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(百万円)	関連するセグメント名
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	57,462	高速道路

当中間連結会計期間(自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(百万円)	関連するセグメント名
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	101,287	高速道路

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
(のれん)							
当中間期償却額	—	—	—	—	—	—	—
当中間期末残高	—	—	—	—	—	—	—
(負ののれん)							
当中間期償却額	129	—	29	159	—	—	159
当中間期末残高	739	—	263	1,002	—	—	1,002

当中間連結会計期間(自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
(のれん)							
当中間期償却額	—	—	—	—	—	—	—
当中間期末残高	—	—	—	—	—	—	—
(負ののれん)							
当中間期償却額	129	—	29	159	—	—	159
当中間期末残高	479	—	204	684	—	—	684

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前連結会計年度 (令和 7 年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (令和 7 年 9 月 30 日)
(1) 1 株当たり純資産額	2,631.00 円	2,859.97 円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	276,256	300,296
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	276,256	300,296
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	105,000	105,000

項目	前中間連結会計期間 (自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 9 月 30 日)
(2) 1 株当たり中間純利益	266.25 円	228.25 円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(百万円)	27,956	23,966
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(百万円)	27,956	23,966
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000	105,000

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当中間会計期間 (令和7年9月30日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	67,827	128,762
高速道路事業営業未収入金	111,993	126,543
未収入金	5,782	2,067
リース投資資産	566	541
有価証券	29,993	259,950
仕掛道路資産	1,356,268	1,479,200
原材料	362	284
貯蔵品	779	713
その他	※2 195,836	※2 203,071
貸倒引当金	△12	△9
流动資産合計	1,769,397	2,201,126
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産	134,429	129,978
無形固定資産	20,895	21,327
高速道路事業固定資産合計	155,325	151,305
関連事業固定資産		
有形固定資産	102,877	102,394
無形固定資産	34	30
関連事業固定資産合計	102,912	102,425
各事業共用固定資産		
有形固定資産	18,250	18,092
無形固定資産	21,458	21,622
各事業共用固定資産合計	39,709	39,714
その他の固定資産		
有形固定資産	2	2
その他の固定資産合計	2	2
投資その他の資産		
投資その他の資産	29,512	29,512
貸倒引当金	△55	△46
投資その他の資産合計	29,456	29,466
固定資産合計	327,405	322,915
繰延資産	1,926	2,418
資産合計	※1 2,098,728	※1 2,526,460

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当中間会計期間 (令和7年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	190,046	114,878
1年以内返済予定長期借入金	5,447	10,706
リース債務	161	104
未払金	35,375	※3 19,552
未払法人税等	1,207	6,864
賞与引当金	3,175	3,469
その他	66,358	72,425
流動負債合計	301,771	228,000
固定負債		
道路建設関係社債	※1 1,235,000	※1 1,584,900
道路建設関係長期借入金	261,680	391,367
その他の長期借入金	45,000	40,000
リース債務	135	119
退職給付引当金	46,637	46,917
その他の引当金	36	43
資産除去債務	123	124
その他	7,488	7,300
固定負債合計	1,596,101	2,070,773
負債合計	1,897,873	2,298,774
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金		
資本準備金	52,500	52,500
その他資本剰余金	6,293	6,293
資本剰余金合計	58,793	58,793
利益剰余金		
その他利益剰余金		
安全対策・サービス高度化積立金	17,705	17,705
道路脱炭素化加速積立金	—	11,285
別途積立金	41,203	29,706
繰越利益剰余金	30,610	57,653
利益剰余金合計	89,519	116,350
株主資本合計	200,813	227,644
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	42	41
評価・換算差額等合計	42	41
純資産合計	200,855	227,685
負債・純資産合計	2,098,728	2,526,460

② 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益	490,648	541,566
営業費用	457,500	512,953
高速道路事業営業利益	33,148	28,613
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	16,400	9,816
休憩所等事業収入	5,493	5,661
その他の事業収入	545	549
営業収益合計	22,439	16,027
営業費用		
受託業務費用	16,431	9,866
休憩所等事業費	4,492	4,697
その他の事業費用	564	677
営業費用合計	21,488	15,241
関連事業営業利益	951	786
全事業営業利益	34,099	29,399
営業外収益	※1 5,201	※1 4,704
営業外費用	※2 63	※2 93
経常利益	39,236	34,010
特別利益	※3 26	※3 2
特別損失	※4 17	※4 105
税引前中間純利益	39,246	33,907
法人税、住民税及び事業税	7,720	6,580
法人税等調整額	230	496
法人税等合計	7,950	7,076
中間純利益	31,295	26,831

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本			
	資本剰余金			資本剰余金 合計
	資本準備金	その他資本 剰余金		
当期首残高	52,500	52,500	6,293	58,793
当中間期変動額				
別途積立金の取崩				
中間純利益				
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	52,500	52,500	6,293	58,793

	株主資本				株主資本合 計	評価・換算差額等		純資産合 計		
	利益剰余金			利益剰余金 合計		その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計			
	安全対策・ サービス高 度化積立金	別途積立金	繰越利益剰 余金							
当期首残高	17,705	41,354	27,392	86,452	197,746	70	70	197,817		
当中間期変動額										
別途積立金の取崩		△150	150	—	—			—		
中間純利益			31,295	31,295	31,295			31,295		
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)						△17	△17	△17		
当中間期変動額合計	—	△150	31,446	31,295	31,295	△17	△17	31,278		
当中間期末残高	17,705	41,203	58,839	117,748	229,042	53	53	229,095		

当中間会計期間(自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)

(単位:百万円)

資本金	株主資本			資本剰余金 合計	
	資本準備金	資本剰余金			
		その他資本 剰余金			
当期首残高	52,500	52,500	6,293	58,793	
当中間期変動額					
道路脱炭素化加速積立金の積立					
別途積立金の取崩					
中間純利益					
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計	—	—	—	—	
当中間期末残高	52,500	52,500	6,293	58,793	

安全対策・ サービス高度化積立金	株主資本				利益剰余金 合計	評価・換算差額等		純資産合計					
	利益剰余金					株主資本合 計	その他 有価証券 評価差額金						
	その他利益剰余金			利益剰余金 合計									
	安全対策・ サービス高度化積立 金	道路脱炭素 化加速積立 金	別途積立金	繰越利益剰 余金									
当期首残高	17,705	—	41,203	30,610	89,519	200,813	42	42 200,855					
当中間期変動額													
道路脱炭素化加速積立金の積立		11,285	△11,285		—	—		—					
別途積立金の取崩			△211	211	—	—		—					
中間純利益				26,831	26,831	26,831		26,831					
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)							△0	△0 △0					
当中間期変動額合計	—	11,285	△11,497	27,042	26,831	26,831	△0	△0 26,830					
当中間期末残高	17,705	11,285	29,706	57,653	116,350	227,644	41	41 227,685					

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

②満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

③その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産

①仕掛道路資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したもののは建設価額に算入しております。

②原材料・貯蔵品

最終仕入原価法等による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 7～50年

構築物 10～60年

機械及び装置 5～17年

なお、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりです。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。

料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。なお、ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものとして、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務を充足するものとして収益を認識しております。

道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則に基づき、仕掛け道路資産を機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

(2) 受託事業

受託事業においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っております。主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づき、進捗度を測定しております。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引き渡し時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。

(3) 道路休憩所事業

道路休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っております。道路休憩所事業収入は、主に高速道路のSA等における商業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識しております。

5 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

6 その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

前事業年度（令和7年3月31日）

高速道路会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債1,235,000百万円（額面）及び機構法第15条の規定により機構に引き渡した社債735,000百万円（額面）の担保に供しております。

当中間会計期間（令和7年9月30日）

高速道路会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債1,584,900百万円（額面）及び機構法第15条の規定により機構に引き渡した社債665,000百万円（額面）の担保に供しております。

※2 貸出コミットメント契約

当社は子会社との間でCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）契約を締結し、CMSによる貸付限度額を設定しております。これら契約に係る貸出未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当中間会計期間 (令和7年9月30日)
貸出コミットメントの総額	27,200百万円	28,370百万円
貸出実行残高	10,233百万円	7,413百万円
差引額	16,966百万円	20,956百万円

※3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。

4 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおりとなっております。

(1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。）に係る債務については、機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帶して債務を負っております。

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当中間会計期間 (令和7年9月30日)
（独）日本高速道路保有・債務返済機構	120,000百万円	120,000百万円
中日本高速道路㈱	－百万円	－百万円
西日本高速道路㈱	－百万円	－百万円
合計	120,000百万円	120,000百万円

(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帶して債務を負っております。

民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金（財政融資資金借入金を除く）については、機構と連帶して債務を負っております。

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当中間会計期間 (令和7年9月30日)
（独）日本高速道路保有・債務返済機構	970,000百万円	850,000百万円

なお、上記引き渡しにより、当中間会計期間で道路建設関係社債が100,000百万円（額面）減少しております。

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益の主要項目は、次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
受取利息	41百万円	206百万円
受取配当金	4,597百万円	3,510百万円

※2 営業外費用の主要項目は、次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
支払利息	4百万円	31百万円
損害賠償金	21百万円	27百万円
控除対象外消費税	33百万円	31百万円

※3 特別利益の主要項目は、次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
固定資産売却益	26百万円	2百万円

※4 特別損失の主要項目は、次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
固定資産売却損	-百万円	33百万円
固定資産除却費	17百万円	71百万円

5 減価償却実施額は、次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
有形固定資産	13,019百万円	12,380百万円
無形固定資産	5,116百万円	5,104百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)は以下のとおりです。

区分	前事業年度 (令和7年3月31日)	当中間会計期間 (令和7年9月30日)
子会社株式	3,324百万円	3,324百万円
関連会社株式	12,593百万円	12,593百万円
計	15,917百万円	15,917百万円

(収益認識関係)

「顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」については、中間連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から当半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|----------------------------|----------------|---------------------------|--|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第20期) | 自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日 | 令和7年6月27日
関東財務局長に提出 |
| (2) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類 | | | 令和7年4月17日
令和7年7月10日
令和7年9月10日
令和7年11月13日
関東財務局長に提出 |
| (3) 訂正発行登録書(普通社債) | | | 令和7年8月12日
関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した下表に記載する社債(いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)(以下、これらを総称して「当社債」といいます。)には保証は付されておりません。しかしながら、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注1)に係る道路資産(注2)が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時(注3)において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により併存的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

なお、第57回、第60回、第63回、第66回、第68回、第72回、第79回、第83回、第86回、第89回、第93回、第95回、第110回、第113回、第116回、第117回、第119回及び第122回社債並びに第2回私募債社債は、機構により併存的に債務引受けされております。

また、債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 (1)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等の状況に重要な影響を与える要因について (2)機構による債務引受け等について」を併せてご参照ください。

(注) 1. 高速道路会社法第2条第2項に規定する高速道路をいいます。

2. 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。)をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は、特措法第51条第2項に定める機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

(半期報告書提出日現在)

銘柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第57回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊の債務引受条項付) (注1)	平成31年4月26日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第58回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊の債務引受条項付)	平成31年4月26日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第60回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊の債務引受条項付) (注2)	令和元年7月31日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第61回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊の債務引受条項付)	令和元年7月31日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第63回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊の債務引受条項付) (注3)	令和元年11月29日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第64回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊の債務引受条項付)	令和元年11月29日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第66回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊の債務引受条項付) (注4)	令和2年1月31日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第67回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊の債務引受条項付)	令和2年1月31日	60,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第68回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付) (注4)	令和2年4月24日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第69回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)	令和2年4月24日	70,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第72回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付) (注4)	令和2年7月17日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第73回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)	令和2年7月17日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第75回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)	令和2年11月30日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第76回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)	令和2年11月30日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第77回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)	令和3年1月29日	20,000	非上場・非登録

銘 柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第78回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付)	令和3年1月29日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第79回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付) (注2)	令和3年4月23日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第80回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付)	令和3年4月23日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第81回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付)	令和3年4月23日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第83回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付) (注2)	令和3年7月15日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第84回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付)	令和3年7月15日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第85回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付)	令和3年7月15日	70,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第6回地域連 携型社債(一般担保付、独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構併存 の債務引受条項付及び分割制限付少人 数私募)	令和3年11月8日	10,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第86回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付) (注4)	令和3年11月30日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第87回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付)	令和3年11月30日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第88回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付)	令和3年11月30日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第89回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付) (注4)	令和4年1月31日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第90回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付)	令和4年1月31日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第91回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付)	令和4年1月31日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第93回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付) (注4)	令和4年4月28日	50,000	非上場・非登録

銘 柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第94回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付)	令和4年4月28日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第95回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付) (注4)	令和4年7月29日	60,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第96回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付)	令和4年7月29日	15,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第97回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付)	令和4年7月29日	24,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第98回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付)	令和4年11月30日	60,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第99回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付)	令和4年11月30日	16,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第100回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付)	令和4年11月30日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第101回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付)	令和5年1月31日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第103回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付)	令和5年4月28日	80,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第104回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付)	令和5年4月28日	25,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第106回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付)	令和5年7月31日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第107回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付)	令和5年7月31日	10,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第108回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付)	令和5年7月31日	25,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第110回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付) (注5)	令和6年4月25日	65,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第111回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存の債務引 受条項付)	令和6年4月25日	100,000	非上場・非登録

銘柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第112回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)	令和6年4月25日	14,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第2回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付及び分割制限付少人数私募) (注5)	令和6年5月24日	17,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第113回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付) (注6)	令和6年7月25日	60,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第114回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)	令和6年7月25日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第115回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)	令和6年7月25日	26,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第116回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付) (注6)	令和6年9月25日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第117回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付) (注6)	令和6年11月29日	33,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第118回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)	令和6年11月29日	10,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第119回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付) (注7)	令和7年4月30日	80,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第120回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)	令和7年4月30日	118,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第121回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)	令和7年4月30日	25,100	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第122回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付) (注7)	令和7年7月31日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第123回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)	令和7年7月31日	150,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第124回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)	令和7年7月31日	35,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第125回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)	令和7年9月25日	21,800	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第126回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)	令和7年11月28日	10,000	非上場・非登録

銘 柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第127回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構併存的債務引 受条項付)	令和 7 年11月28日	25,000	非上場・非登録

(注) 1. 令和 3 年12月28日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。

2. 令和 4 年 3 月31日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。

3. 令和 4 年12月28日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。

4. 令和 5 年 3 月31日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。

5. 令和 6 年 9 月30日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。

6. 令和 7 年 3 月31日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。

7. 令和 7 年 9 月30日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

当半期報告書提出日現在の機構の概要は下記のとおりです。

① 名称	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
② 設立根拠法	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
③ 主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号 子会社及び関連会社はありません(令和7年9月30日現在)。
④ 役員	機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。 また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとしており、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、役員の任期は以下のとおりです。 理事長・・・令和8年3月31日まで(中期目標の期間の末日まで) 理事・・・令和9年9月30日まで(2年) 監事・・・令和7年度の財務諸表承認日まで(中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで)
⑤ 資本金及び資本構成	令和7年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。
I 資本金	5,651,791百万円
政府出資金	4,120,270百万円
地方公共団体出資金	1,531,520百万円
II 資本剰余金	838,956百万円
資本剰余金	2,526百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法 第15条による積立金	850,932百万円
その他行政コスト累計額	△14,502百万円
減価償却相当累計額(△)	△12,349百万円
減損損失相当累計額(△)	△2,061百万円
除売却差額相当累計額(△)	△91百万円
III 利益剰余金	9,523,042百万円
純資産合計	16,013,789百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条

第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (1)高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (2)承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
 - (3)協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
 - (4)政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - (5)国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (6)国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路(高速道路を除きます。)とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (7)国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する自動車駐車場(高速道路に附属する道路の附属物であるものに限ります。)の整備(高速道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして国土交通省令で定める施設の整備と一体的に行うものに限ります。)に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (8)政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (9)高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - (10)高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - (11)本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)に規定する業務
 - (12)本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (13) (12)の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業に係る関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりです。
- (i) 機構法
 - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
 - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
 - (iv) 通則法
 - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
 - (vi) 高速道路会社法

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより令和9年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりました

が、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検結果」をとりまとめております。更に、令和7年8月には、国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検フォローアップ検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検フォローアップ」をとりまとめております。

第3 【指標等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和7年12月15日

東日本高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 田 裕 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 友 康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋 本 宜 幸

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社の令和7年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示について投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

令和7年12月15日

東日本高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 田 裕 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 友 康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋 本 宜 幸

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社の令和7年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。